



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:<https://www.mclaw.jp>
email: tsutsumi@mclaw.jp

近時の最高裁判決（最二小判令8・2・13）及び改正著作権法（4月1日施行）において新設される「未管理著作物裁定制度」の概要をご紹介します。

◆最高裁判例紹介（日東電工事件）

最高裁第二小法廷が令和8年2月13日に日東電工事件に関する判断を示しましたので、ご紹介します。

1. 事案の概要

期間の定めのない労働契約を締結した正社員と、期間の定めのある労働契約を締結した準社員とに社員が区別されていた会社において、準社員は準社員就業規則が適用されていた。新たに有期雇用契約社員（以下「契約社員」といいます）という地位が設けられたが、**有期雇用契約社員就業規則は契約社員の採用後に作成され、準社員において定められた一時金の定めがなかった。契約社員は、準社員と同様に一時金が支払われるべきであるとして会社に損害賠償を求めた事案**である。

2. 控訴審の判断

有期雇用契約社員就業規則が作成されるまでの間、契約社員には準社員就業規則が適用され、一時金不支給は不法行為にあたるため、損害賠償請求を認容する。

3. 最高裁の判断

賃金債権を有するのに支払われなかった場合には、契約に基づく金銭債務の不履行に過ぎない。債務不履行があっても、それだけでは不法行為上の権利利益を侵害したわけではないから、不法行為責任は成立せず、損害賠償請求を棄却する。

4. コメント

債務不履行責任と不法行為責任は重なり合う部分がありますが、法的には差異があることを最高裁が明言しました。本件では改正前の労働契約法20条（同一労働同一賃金）違反も問題になっており、最高裁は債務不履行責任の成立を否定していません。労働契約法20条は、現在は短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート・有期雇用労働法）第8条に移行していますので、ご注意ください。

＊

◆未管理著作物裁定制度の創設

著作権法改正により、**誰からも管理されずに公表されている著作物の利用を可能とする「未管理著作物裁定制度」が新設**され、令和8年4月から運用が開始されます。

同制度は、現行法下で利用されている「権利者不明の場合の裁定制度」と併せ、著作物の有効活用を促すものとして期待されています。

1. 改正の背景

現行の「権利者不明の裁定制度」は、手続の利用に当たって権利者を探索することが必要であり、

そのためにコストを要することから、円滑な著作物の利用に繋がらないとの課題がありました。

改正法は、こうした課題に対応するため、**未管理公表著作物等について、利用者が一定の意思確認のための措置を行っても権利者の意思が明らかでない場合に、文化庁長官の裁定を受けて補償金を支払うことで、著作物の時限的な利用が認められることになりました。**

2. 利用の要件

制度の利用に当たっては、次の要件があります。

①著作物について次の点を確認すること。

- ・公表されている
- ・事業者により管理されていない
- ・利用の可否に関する意思表示がない

②著作物が利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを確認すること

③利用の可否に関する意思を確認するための措置を取る

④登録確認期間に申請を行うこと

こうした要件は、権利者不明の裁定制度と比べ、手続が簡素であるため、同制度に基づいて著作物を利用できなかった者を掬い上げることが期待されます。

3. 利用期間上限

未管理公表著作物裁定制度に基づいて著作物を利用できるのは、**最長で3年**です。ただし、**利用期間経過後に、再度裁定制度を利用することが可能**です。

4. 取消しの有無

権利者が現れて請求があった場合、裁定が取り消され、裁定に基づく利用はできないことになります。その後は、利用者と権利者が協議して利用の可否を決定します。

弁護士友成亮太、弁護士門屋徹

法務トピックス

◆住所等変更登記の義務化（令和8年4月1日施行）

所有者不明土地の増加を防ぐこと等を目的として不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から「相続登記」が義務化されましたが、令和6年4月1日から「住所等変更登記」も義務化されます。**不動産の登記名義人は住所・氏名等に変更があった場合、変更日から2年以内に登記申請を行う必要があります。正当な理由なくこの申請を怠ると5万円以下の過料が科される可能性があります。**これに合わせて法務局が職権で住所等変更登記をする「**スマート変更登記**」の手続が利用できます。詳細は**法務省のホームページ**をご参照下さい。